

# 金融所得課税の見直しはNISAと共に

NISAの恒久化と年間投資上限額引き上げ、新ジュニアNISA/  
日本版529プラン(米国の教育資金積立制度)、成長の為の新しい  
NISAを期待!~NISAの本家・英国では今~

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## ●“NISAの生みの親”が退任! 金融所得課税の見直しはNISAと共に

2021年10月4日に麻生太郎・財務相が退任した。連続在任日数も通算在任日数も3205日/約8年9カ月と、財務相(含む大蔵相・大蔵卿)として、通算在任日数は戦前の松方正義5302日(連続在任日数3955日)、戦前の高橋是清3214日(連続在任日数1357日)に次ぐ長さ、つまり、戦後歴代最長となる。安倍首相が連続在任日数2822日、通算在任日数3188日で、いずれも戦前も含む史上最長だったが、日数では上回っている。

麻生財務相は内閣府特命担当大臣(金融)/金融担当相(その他、デフレ脱却担当相)を兼務してきたが、その金融担当相も(デフレ脱却担当相も)退任した。金融担当相として、連続在任日数も通算在任日数も3205日と、史上最長となる。金融担当相創設以来の日本の金融担当相/内閣府特命担当大臣(金融)と日経平均株価を見たのが下記だが、麻生金融担当相の在任日数は桁違いだが、その間の株高も桁違いである。安倍首相の株高(後述)より大きい。菅首相時代の株高(後述)も加わる為。

この9年近くの日本株高はアベノミクス(とアベノミクスを継承したスガノミクス)による所が大きいと言われるが、それを支えた麻生・副総理兼財務相兼金融担当相(兼デフレ脱却担当相)による所も大きかったと言えそうである。後任を務めるのは、麻生氏の義弟で、麻生派の鈴木俊一氏(元・五輪相、元・環境相)。どこまで麻生氏に近付けるか、期待は大きい。

● 金融担当相創設以来の日本の金融担当相/内閣府特命担当大臣(金融)と日経平均株価 2021年10月4日現在

首相名	就任当時の所属政党	就任期間	連続在任日数		日経平均株価		騰落率
			連続在任日数	通算在任日数	連続在任日数	騰落率	
柳澤 伯夫	自由民主党(森首相)	2001年1月6日 ~ 2002年9月30日	633	633	13,867.61 ~ 9,383.29	-32.3%	
竹中 平蔵	民間、自由民主党(小泉首相)	2002年9月30日 ~ 2004年9月27日	729	729	9,383.29 ~ 10,859.32	+15.7%	
伊藤 達也	自由民主党(小泉首相)	2004年9月27日 ~ 2005年10月31日	400	400	10,859.32 ~ 13,606.50	+25.3%	
与謝野 馨(1)	自由民主党(小泉首相)	2005年10月31日 ~ 2006年9月26日	331	331	13,606.50 ~ 15,557.45	+14.3%	
山本 有二	自由民主党(安倍首相)	2006年9月26日 ~ 2007年8月27日	336	336	15,557.45 ~ 16,301.39	+4.8%	
渡辺 喜美	自由民主党(安倍・福田首相)	2007年8月27日 ~ 2008年8月2日	342	342	16,301.39 ~ 13,094.59	-19.7%	
茂木 敏充	自由民主党(福田首相)	2008年8月2日 ~ 2008年9月24日	54	54	13,094.59 ~ 12,115.03	-7.5%	
中川 昭一	自由民主党(麻生首相)	2008年9月24日 ~ 2009年2月17日	147	147	12,115.03 ~ 7,645.51	-36.9%	
与謝野 馨(2)	自由民主党(麻生首相)	2009年2月17日 ~ 2009年9月16日	212	543	7,645.51 ~ 10,270.77	+34.3%	
亀井 静香	国民新党(鳩山・菅首相)	2009年9月16日 ~ 2010年6月11日	269	269	10,270.77 ~ 9,705.25	-5.5%	
自見 庄三郎	国民新党(菅・野田首相)	2010年6月11日 ~ 2012年6月4日	725	725	9,705.25 ~ 8,295.63	-14.5%	
松下 忠洋	国民新党(野田首相)	2012年6月4日 ~ 2012年9月10日	99	99	8,295.63 ~ 8,869.37	+6.9%	
安住 淳(事務代理)	民主党(野田首相)	2012年9月10日 ~ 2012年10月1日	22	22	8,869.37 ~ 8,796.51	-0.8%	
中塚 一宏	民主党(野田首相)	2012年10月1日 ~ 2012年12月26日	87	87	8,796.51 ~ 10,230.36	+16.3%	
麻生 太郎	自由民主党(安倍・菅首相)	2012年12月26日 ~ 2021年10月4日	3,205	3,205	10,230.36 ~ 28,444.89	+178.0%	
鈴木 俊一	自由民主党(岸田首相)	2021年10月4日 ~ ?	?	?	28,444.89 ~ ?	?	

(出所: 三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が各種資料から作成、為替はブルームバーグ)

麻生氏の実績はまず2013年1月22日に日本政府と日銀の政策協定/アコード締結で大胆な金融緩和と機動的な財政支出等を行った事である(米国の財務省と連邦準備理事会/FRBのTreasury-Fed Accord~

<https://www.federalreservehistory.org/essays/treasury-fed-accord>、日本政府・日銀の共同声明~ [https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen\\_2013/data/ko130206a2.pdf](https://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2013/data/ko130206a2.pdf) )。

次いで、二度の消費税引き上げをした事である(2014年4月に5%→8%、2019年10月に8%→10%、2度目の引き上げを逃した安倍首相に増税分の半分を幼児教育無償化などの財源に充てるよう進言)。

「100年ぶりの大転換(100年に1度の歴史的改革)」と言われる国際課税ルール見直し提案もある(2013年5月10・11日のG7財務相・中央銀行総裁会議)。法人税の最低税率为15%とし、デジタル課税で工場や支店の様な「恒久的な施設」が無ければ課税出来ない、と言う約100年前の国際課税原則を見直す枠組みである。これは2021年10月8日にOECD/経済協力開発機構加盟国など136カ国・地域で合意され、2021年10月13日にG20財務相・中央銀行総裁会議の共同声明で採択され、2023年末までの導入をめざす事となっている(<https://www.oecd.org/tax/beps/statement-on-a-two-pillar-solution-to-address-the-tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-october-2021.pdf>)。

そして、**金融・証券業界にとって大きかったのは少額投資非課税制度(日本版ISA/Individual Savings Account/現NISA)創設である。**2014年1月1日からの**金融所得課税の見直し(上場株式等の税率为10%から20%に引き上げる事)に伴う激変緩和の為、同日の2014年1月1日に日本版ISA/現NISAは始まった。**原型が自由民主党幹事長だった麻生氏が**2008年8月9日に提言した「証券マル優制度」(\*300万円まで株式配当金非課税)である**(詳細は2013年6月17日付日本版ISAの道その16～<https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf>、2013年12月16日付日本版ISAの道その39～<https://www.am.mufg.jp/text/131216.pdf>)。

その為、「**麻生首相の肝いりで導入を決めた日本版ISA**」(2008年12月5日付Reuters「日本版ISAは2012年導入の流れ、限度額で与党間に開き」～<https://www.reuters.com/article/idJPJAPAN-35279320081205>)と言われる。また、日本版ISA/現NISA関連法案作成時(2008年)に政策担当者(財務省主税局長)であった証券保管振替機構の加藤治彦社長(元国税庁長官、現トヨタ自動車常勤監査役)は、2014年に「**NISAの生みの親は現在の麻生太郎財務相**」と言っている(2014年2月28日付日本経済新聞電子版「NISA誕生の舞台裏『麻生財務相が生みの親』」～[https://www.nikkei.com/article/DGXNASFL270PQ\\_Y4A220C100000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASFL270PQ_Y4A220C100000/))。以下に発言部分(下線はコラム筆者)。

——2014年にNISAが始まりました。

「アベノミクスが実施されているなかで新制度が始まったことは、最高のタイミングだったと思います。**証券優遇税制の廃止に合わせて実施時期を少し遅らせたことが、結果的にはプラスに働きました。個人投資家からの投資信託への買いが大幅に増えてきました。**ただ問題は投資が長く続くかどうかです。投資の初心者に、NISAを使って株式投資して良かったと思ってもらい、投資家の裾野を広げることが重要です。そのためには証券会社が目先の利益だけにとらわれないことが大切です」

——NISAの原案となった法案は、加藤社長が財務省の主税局長だった2007～09年に税制調査会などで議論され、国会での成立にこぎつけました。

「**NISAの生みの親は現在の麻生太郎財務相で、実現できないか相談を受けました。当初は『証券マル優』という名称で呼ばれていました。**システム投資がかかることもあって、初めは一部で反対の声もありましたが、結果的には証券界にとって大きなプラスになったと思います」

下記年表は日本版ISA/現NISAの辿った道だ。これを見ると、**金融所得課税の見直しが日本版ISA/現NISAと共にあった事、麻生氏がリーマン・ショック前から政権交代後10年以上深く関わっている事がわかる。****金融所得課税などの制度設計を練って税制改正大綱をまとめる(自民)党税制調査会の会長となる宮沢洋一参院議員(元大蔵官僚・経済産業相)は、岸田正記元衆議院議員の孫、つまり、岸田首相の(母方の)いところで岸田派ではあるが、つみたくてNISA導入を2016年12月8日に決定した時の(自民)党税制調査会長でもある**(2015～2019年にも税調会長を務め今回が2回目の就任となる～下記年表参照)。尚、党税制調査会は民主党・鳩山&菅政権(2009年9月16日～2010年6月8日&2010年6月8日～2011年9月2日)で廃止され、その時は政府税制調査会/政府税調が税制改正大綱をまとめていた(詳細は2013年6月17日付日本版ISAの道その16～<https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf>)。

#### <金融所得税率と共にある日本版ISA/現NISA>

2008年5月30日	自民党「高齢者の安心と活力を強化するための合同部会」が「高齢者投資マル優制度」(100万円までの株式配当金と500万円までの株式譲渡益非課税)を福田康夫首相に提案(2013年6月17日付日本版ISAの道その16～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf</a> 、2013年12月16日付日本版ISAの道その39～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/131216.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/131216.pdf</a> )。
2008年8月9日	麻生太郎・自民党幹事長が「証券マル優制度」(*300万円まで株式配当金非課税)提案(2013年6月17日付日本版ISAの道その16～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/130617.pdf</a> 、2013年12月16日付日本版ISAの道その39～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/131216.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/131216.pdf</a> )。

2008年8月28日	金融庁(茂木敏充金融担当相)が税制改正要望で「高齢者投資非課税制度」(上記高齢者投資マル優制度の事)と「日本版 ISA/現 NISA もしくは一般 NISA」(年 100 万円、口座開設期間: 10 年間、非課税期間: 最長 10 年間、最大累計投資額 1000 万円)。日本版 ISA は 2012 年 1 月 1 日からの上場株式等の税率引き上げ(10%→20%)に伴う激変緩和の為。10%は、2003 年 1 月 1 日から(譲渡益、配当金は 4 月 1 日から)5 年の軽減税率で、その後、期限が 2008 年 12 月 31 日になった(1 度目の税率引き上げ延期)。
2008年9月15日	リーマン・ショック。
2008年9月24日	福田が首相辞任(辞任表明は9月1日)、麻生太郎自民党幹事長が首相に指名された。
2008年10月31日	10%の期限を 2008 年 12 月 31 日から 2011 年 12 月 31 日に(2 度目の税率引き上げ延期)。
2008年12月12日	自民党税制調査会/党税調(元大蔵官僚・厚生相の津島雄二会長)等と調整、2012 年の「日本版 ISA」導入を決定、与党税制改正大綱が決定。
2009年3月27日	参院否決だが、衆院で 3 分の 2 以上の賛成で再可決し成立、4 月 1 日施行。
2009年9月16日	政権交代(自民・公明から民主・国民新へ、自民の麻生太郎首相から民主の鳩山由紀夫首相へ)。
2009年12月2日	金融庁(亀井静香金融担当相)が税制改正要望で「日本版 ISA」(年 100 万円、口座開設期間: 5 年間、非課税期間: 最長 10 年間、最大累計投資額 500 万円)。2012 年 1 月 1 日導入。
2010年12月16日	上場株式等の税率 10%の期限を 2011 年 12 月 31 日から 2013 年 12 月 31 日に延期(3 度目の税率引き上げ延期)、「日本版 ISA」導入を 2014 年 1 月 1 日に延期。
2011年3月11日	東日本大震災。
2011年9月30日	金融庁(自見庄三郎金融担当相)が税制改正要望で「日本版 ISA」(年 100 万円、口座開設期間: 3 年間、非課税期間: 最長 10 年間、最大累計投資額 300 万円)。
2012年9月7日	金融庁(松下忠洋金融担当相)が税制改正要望で「日本版 ISA」(年 100 万円、口座開設期間: 恒久化、非課税期間: 最長 5 年間、最大累計投資額 500 万円)。
2012年12月26日	政権交代(民主・国民新から自民・公明へ、民主の野田佳彦首相から自民の安倍晋三首相へ)。
2013年1月24日	党税調(元大蔵官僚・建設相の野田毅会長)が「日本版 ISA」(年 100 万円、口座開設期間: 10 年間、非課税期間: 最長 5 年間、最大累計投資額 500 万円)導入を決定、与党税制改正大綱に。
2014年1月1日	上場株式等の税率引き上げ(10%→20%)及び「日本版 ISA」(年 100 万円、口座開設期間: 10 年間、非課税期間: 最長 5 年間、最大累計投資額 500 万円)開始。
2014年8月29日	金融庁(麻生太郎金融担当相)がジュニア NISA(年 80 万円、口座開設期間: 1 月 1 日に 20 歳である年の前年末、非課税期間: 最長 5 年間、(非課税)継続管理勘定に移管可、最大累計投資額 400 万円)を要望。
2014年12月30日	党税調(元大蔵官僚・建設相の野田毅会長)がジュニア NISA(年 80 万円、口座開設期間: 1 月 1 日に 20 歳である年の前年末まで、非課税期間: 最長 5 年間、継続管理勘定移管可、最大累計投資額 400 万円)導入を決定、与党税制改正大綱に。
2016年1月1日	ジュニア NISA(年 80 万円、口座開設期間: 1 月 1 日に 20 歳である年の前年末まで、非課税期間: 最長 5 年間、継続管理勘定移管可、最大累計投資額 400 万円)開始(2014 年 11 月 4 日付日本版 ISA の道 その 78~ <a href="https://www.am-mufg.jp/text/141104.pdf">https://www.am-mufg.jp/text/141104.pdf</a> )。(一般)NISA が年 100 万円から年 120 万円へ。
2016年8月31日	金融庁(麻生太郎金融担当相)が NISA で新たに積み立て型の新枠/現つみたて NISA(年 60 万円、口座開設期間: 恒久化、非課税期間: 最長 20 年間、最大累計投資額 1200 万円)を要望。
2016年12月8日	党税調(元大蔵官僚・経済産業相の宮沢洋一会長)が NISA で新たに積み立て型の新枠/現つみたて NISA(年 40 万円、口座開設期間: 20 年間、非課税期間: 最長 20 年間、最大累計投資額 800 万円)導入を決定、与党税制改正大綱に。
2018年1月1日	つみたて NISA(年 40 万円、口座開設期間: 20 年間、非課税期間: 最長 20 年間、最大累計投資額 800 万円)開始(2016 年 12 月 12 日付日本版 ISA の道 その 166~ <a href="https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_161212.pdf">https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_161212.pdf</a> )。
2019年8月30日	金融庁(麻生太郎金融担当相)が NISA の恒久化、つみたて NISA の期限延長を要望。
2019年12月12日	党税調(元経済産業相、元幹事長の甘利明会長)がつみたて NISA の制度期限を 5 年延長(2042 年まで)、新 NISA(1 階 20 万円、2 階 102 万円、口座開設期間: 5 年間、非課税期間: 最長 5 年間、最大累計投資額 610 万円)導入、ジュニア NISA 廃止を決定、与党税制改正大綱に ( <a href="https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html">https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html</a> )。
2023年12月31日	ジュニア NISA 廃止(一般 NISA もジュニア NISA も 2023 年末とされていて一般 NISA は新 NISA となるもののジュニア NISA は延長せず、2019 年 12 月 13 日の与党税制改正大綱で決定)。



2024年1月1日	新NISA(1階20万円、2階102万円、口座開設期間:5年間、非課税期間:最長5年間、最大累計投資額610万円)開始(2019年12月9日付日本版ISAの道その290～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191209.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191209.pdf</a> 、2020年10月30日付日本版ISAの道その319～ <a href="https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_201030.pdf">https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_201030.pdf</a> )。
-----------	--

下記年表は金融庁・税制改正要望の日本版ISA/現NISA関連(過去10年間)だ。**2014年8月29日にNISAの年間投資上限額引き上げ(年100万円から年120万円へ)があつてそれは2016年1月1日から実現したものの、それ以降、年間投資上限額引き上げは無い事**がわかる。

目立つのは、**2017年8月31日に3番目の要望事項としてNISAの恒久化が復活(2012年9月7日以来5年ぶり)、翌2018年8月31日と翌々2019年8月30日に筆頭要望事項となつていたNISAの恒久化が2020年9月30日も2021年8月31日も無くなつた事だ。**「NISAにしてもいまだに恒久化された制度ではなく時限立法の建て付け。恒久化を進める立場の金融庁もここ数年は税制改正要望への盛り込みをやめている。」(2021年10月12日付日本経済新聞電子版「金融所得課税が見逃した胎動 投資家=金持ちの短絡」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB110YC0R11C21A000000/>)の通りである。

<金融庁・税制改正要望の日本版ISA/現NISA関連(過去10年間)>

松下忠洋金融担当相(2012年6月4日の民主党代表野田佳彦第2次改造内閣で就任→2012年9月10日安住淳財務大臣兼任へ)	
2012年9月7日	(筆頭要望事項で)日本版ISAの恒久化等、金融所得課税の一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2.html">https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120907-2/01.pdf</a>
麻生太郎金融担当相	
2013年8月30日	(筆頭要望事項で)NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上、金融所得課税の一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6.html">https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6/01.pdf</a>
2014年8月29日	(筆頭要望事項で)ジュニアNISA(年80万円、口座開設期間:1月1日に20歳である年の前年末、非課税期間:最長5年間だが(非課税)継続管理勘定に移管可、最大累計投資額400万円)、 (2番目の要望事項で)NISAの年間投資上限額引き上げ(年100万円から年120万円へ)、 (3番目の要望事項で)NISA利便性向上(手続等の簡素化、重複口座確認については、マイナンバーを用いることとし、住民票の写し等の提出を不要とすること) <a href="https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3.html">https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140829-9/01.pdf</a>
2015年8月31日	(筆頭要望事項で)NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上、金融所得課税一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3.html">https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20150831-3/01.pdf</a>
2016年8月31日	(筆頭要望事項で)NISAで新たに積み立て型の新枠/現つみたてNISA(年60万円、口座開設期間:恒久化、非課税期間:最長20年間、最大累計投資額1200万円)、金融所得課税の一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.html">https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160831-3/01.pdf</a>
2017年8月31日	(筆頭要望事項で)NISAの利便性向上、(3番目の要望事項で)NISAの恒久化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.html">https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170831/20170831.pdf</a>
2018年8月31日	(筆頭要望事項で)NISA制度の恒久化等、金融所得課税の一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/201808312.html">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/201808312.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/180831.pdf</a>
2019年8月30日	(筆頭要望事項で)NISAの恒久化、つみたてNISAの期限延長を要望、 (2番目の要望事項で)金融所得課税一体化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/2019zeikai.html">https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/2019zeikai.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf</a>
2020年9月30日	(3番目の要望事項で)NISA関連等の電子手続の簡素化 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200930-2.html">https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200930-2.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200930-2/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200930-2/01.pdf</a>
2021年8月31日	(筆頭要望事項で)金融所得課税の一体化、NISA口座・特定口座の利便性向上等 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831.html">https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831.html</a> 、 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831/01.pdf">https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20210831/01.pdf</a>

2019年8月28日公表の金融行政方針には「NISA・つみたてNISAの恒久化に向けた取組み」と恒久化が明記されており(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20190828.html>)、これで2019年8月30日公表の金融庁・令和2年度税制改正要望に(筆頭要望事項で)NISAの恒久化があつた(<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/2019zeikai.html>、<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf>、2019年9月9日付日本版ISAの道その279～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_190909.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190909.pdf))。

下記に見られる通り、「**金融行政方針・金融レポート(過去の金融モニタリング基本方針、金融モニタリングレポートを含む)**」が**長官交代と共に大きく変わっている**(2020年10月14日付日本版ISAの道 その317~ [https://www.am.mufj.jp/text/oshirase\\_201014.pdf](https://www.am.mufj.jp/text/oshirase_201014.pdf))。「**NISA**」という言葉の登場回数は**2020年から激減している**。

公表日	事務年度	名称	金融庁長官	ポイント	「NISA」の登場回数	「FID」の登場回数	「顧客本位」の登場回数	「国際」の登場回数
2013年9月6日	平成25事務年度(2013年7月~2014年6月)	金融モニタリング基本方針	畑中龍太郎(はたなかりゅうたろう)	初の「金融モニタリング基本方針」(従来は「検査基本方針」)。同時に「監督方針」も公表。初の「水平的レビュー」(複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかわる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。「NISAへの対応等」が検証項目に。	1	0	0	2
2014年7月4日	金融モニタリングレポート	金融モニタリングレポート	金融庁長官(ほそぞきよし)	初の金融モニタリングレポート(前年9月公表の金融モニタリング基本方針に基づき行った平成25事務年度の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの)。 <b>米国DCや英国ISAでの投資を利用した積立・分散投資を紹介</b> 。個人の安定的な資産形成に投資が重要とする一方、目先の手数料稼ぎを目的とした投資の短期間の回転売買を厳しく指摘。	1	0	0	51
2014年9月11日	平成26事務年度(2014年7月~2015年6月)	金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)	細溝清史(ほそみずきよし)	検査と監督で各々示していた基本方針(金融モニタリング基本方針と監督方針)を統合。 <b>初めて「FID」が登場</b> 。FIDは「他人の信託を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明。投資に関して「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を突如に果たすことが求められる」とNISAの制度導入を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売義務の厳格化を要す等。	5	2	0	40
2015年7月3日	金融モニタリングレポート	金融モニタリングレポート	金融庁長官(ほそみずきよし)	積立投資と一括投資の10年分り年率検証結果に基づき、若い資産形成層や投資初心者にとって、 <b>NISAによる積立投資は有益な手段と説明</b> (ラム 積立投資)。短期間の乗換売却が継続、投資販売では「依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている」と、顧客のニーズや利益より販売会社のニーズが優先される現状を指摘。米国の投資販売手数料低下は、DC経由とFPIによる増進とFPIによる増進のシフト等と指摘。	2	2	0	66
2015年9月18日	平成27事務年度(2015年7月~2016年6月)	金融行政方針	金融行政方針	初の金融行政方針(金融機関の検査・監督方針に加え、全面部門や国際部門など金融庁の全部署の指針を網羅)。 <b>家計の中長期の安定的資産形成を促す観点から、NISAの更なる普及と制度の整備</b> 。FDの観点として、投資信託・貯蓄性保険商品等での手数料透明化、顧客の利益に資する商品の組成・運用・提供等。金融機関による資産運用の高度化の促進等。中長期・グローバルな分散投資の促進。FinTechへの対応が重点施策に初設定。	5	2	3	41
2016年9月15日	金融レポート	金融レポート	金融レポート	初の金融レポート(前年9月に策定した金融行政方針の進捗状況や実績を評価し次年度の金融行政方針へ反映させるためのレポート)。「貯蓄から資産形成へ」、 <b>導入年経過したNISA制度の効果検証結果が公表</b> 。少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及が課題に。顧客に対する顧客本位の投資サービスの提供(「FD」という言葉の活用)に。FinTechの制度への対応は、金融審議会でも引き続き課題検討。2016年9月23日に「FD基本方針」を発表。だが、「金融庁が公表する資料からFDという言葉を消し、「顧客本位」などの表現に置き換える」(2016年10月21日付日本経済新聞電子版「FD」が消えても聞かれる、金融機関の顧客本位)。	56	1	79	510
2016年10月21日	平成28事務年度(2016年7月~2017年6月)	金融行政方針	金融行政方針	証券取引等監視委員会が金融行政方針に基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する(2016年10月25日公表)。証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年度の7月から翌年6月とする事とした(従来は当該年度の4月から翌年3月)。少額からの長期・積立・分散投資の促進(NISAの活用)・積立NISAの実現など、投資教育の実施、金融機関等による「顧客本位の投資サービス」(FD)の提供と整備(手数料の明確化・商品のリスクの所在等の説明の改善等)、金融庁が地銀のビジネスモデル検証に積極的に関与する方針を明示。	5	3	23	31
2017年10月25日	金融レポート	金融レポート	金融レポート	「 <b>つみたてNISAが制度に登場</b> 」「 <b>長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要</b> 」と、普及だけでなく定着という言葉が加わり、しっかりと根付くよう強調している。家計金融資産や投資に関する日米比較・分析(DC含む)伸び、規模、手数料、収益率など。引き続き、日本では米国と比べリスクに見合ったリターンをあげていない投資が多い等とされる一方、「つみたてNISA対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資が増えている」と指摘された。FinTechへの対応は利用者利便等の向上に資する等の環境整備を図るなど。	35	1	30	67
2017年11月10日	平成29事務年度(2017年7月~2018年6月)	金融行政方針	金融行政方針	「顧客本位の業務運営」の確立と定着(金融機関の行動や取組みの「見える化」促進。長期的リスク・手数料等に合わせたリターンを提供しているか金融機関間で比較可能な共通KPIの普及・浸透、公表等(貯蓄性保険含む)。運用会社には運用力を示す「自主的なKPI」の公表を促す。投資サービスのあり方の検討(金融デジタル化・金融資産の運用・取組に係る検討等)。FinTech推進へ、金融法制の再編を金融審議会でも検討。金融庁がビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題がある地銀を検査し、早急な対応を促す方針を明示。	6	0	28	56
2018年9月26日	平成30事務年度(2018年7月~2019年6月)	家計における金融サービスの向上に向けて~金融行政のこれからの実践と今後の方針(平成30事務年度)	家計における金融サービスの向上に向けて~金融行政のこれからの実践と今後の方針(平成30事務年度)	従来の金融レポートと金融行政方針を統合。デジタル化の加速的な進展への対応が重点施策に初設定。金融機関の取組みの「見える化」促進と、比較可能な共通KPIの普及・浸透、公表等(貯蓄性保険含む)。運用会社には運用力を示す「自主的なKPI」の公表を促す。投資サービスのあり方の検討(金融デジタル化・金融資産の運用・取組に係る検討等)。FinTech推進へ、金融法制の再編を金融審議会でも検討。金融庁がビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題がある地銀を検査し、早急な対応を促す方針を明示。	76	0	36	175
2019年8月28日	令和元事務年度(2019年7月~2020年6月)	利用者を中心とした新時代の金融サービス~金融行政のこれからの実践と今後の方針(令和元事務年度)	利用者を中心とした新時代の金融サービス~金融行政のこれからの実践と今後の方針(令和元事務年度)	一般NISAは、2018年9月時点での約1割がプラスのリターンという調査結果が公表。長期・積立・分散投資の推進で、成年の約43%が加入する <b>一般NISAを2020年3月時点で約1割がプラスのリターンという調査結果が公表</b> 。長期・積立・分散投資の推進で、成年の約43%が加入する <b>一般NISAを2020年3月時点で約1割がプラスのリターンという調査結果が公表</b> 。つみたてNISAの普及で、 <b>つみたてNISAが全国的に普及するよう働きかけ</b> 等。前年度に続き、高齢社会における金融サービスのあり方の検討。	62	0	73	73
2020年8月31日	令和2事務年度(2020年7月~2021年6月)	令和2事務年度金融行政方針「コロナ」と戦い、コロナ後の新しい社会を築く	水見野良三(みみのりよし)	NISAについては、前事務年度では、「一般NISAについては2023年、つみたてNISAについては2027年が、それぞれ租税特別措置法による制度の期限満了となり、現状の制度的なままでは、真に国民の安定的な資産形成を促す制度とはならない」と指摘も。2020年8月31日公表の金融行政方針(令和2年度税制改正要綱)。	1	0	12	67
2021年8月31日	2021年度事務年度(2021年7月~2022年6月)	2021年度事務年度金融行政方針「コロナ」を乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ	中島淳一(なかじまじゅんいち)	1.コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く ●金融機関が、継続的に事業者の成長を支援できる(把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確信していく。 ●金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を把握し、関係者とも連携し、必要なサポートを行う。 ●顧客・地域の再兴に必要な業務を可能にするため、銀行の業務改善等を推進する。 ●新しい事業機会への対応を促す金融のあり方について検討を進める。 ●デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。 ●書面・押印・対面を前提とした業務の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。 ●コロナ後における「顧客本位の業務運営」の更なる進展を目指す。(金融商品の比較しやすくするため、顧客がわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等) ●サステナブル・ファイナンスに関する考え方の転換を進める。 2.高い機能を有し魅力のある金融市場を構築する ● <b>海外金融機関・専門人材の受け入れを促進する</b> 。金融行政プロセスの実現や金融審議会の迅速化を進める。信頼を有めたビジネス環境の整備を検討する。 ●企業がコロナ後の経済社会再建に向けた事業を主導できるよう、コーポレート・ガバナンス・コードの見直しを行う。(デジタル・トランスフォーメーションの進展にどう対応するか等、企業は政策の策定の進捗や対応のあり方を検討) ●成長資金の円滑な供給を促す観点から、取引所における市場環境改革の進捗や取引所の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の信頼・魅力の向上を継続する。 3.金融行政の改革を進める ●行政手続きの電子化を進めるとともに、金融行政の効率的・適時性を確保するため、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。	6	0	7	28

金融庁・税制改正要望及び金融行政方針に NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げが 2 年連続で無くなり、「NISA」という言葉も金融行政方針本文で使われる事も激減した。2019年12月12日の与党税制改正大綱で2023年12月31日でのジュニア NISA 廃止となった(2016年1月1日開始なので8年で終了)。その中、「NISAの生みの親」である麻生財務相兼金融担当相(兼テフ脱却担当相)が退任したのである。これまで NISA と共にあった金融所得課税の見直しが独り歩きを始め、株式市場や投資家を悲観させている。

## ●金融所得課税の見直し(20%→25%程度)懸念で日経平均が約12年ぶりの長い下落

金融所得課税の見直しが独り歩きを始め、株式市場や投資家を悲観させている。きっかけは2021年10月4日に発足した岸田文雄内閣である。当初、「金融界に共通するのは『現実路線で段階的に変革を進めてくれる』という安心感だ。銀行界は、岸田派事務局長の木原誠二氏をはじめ、伝統的に宏池会(岸田派)議員との関係構築を重視してきた。宮沢洋一・前税調会長との関係も深い。新政権で要職で起用されることになれば政治との距離を詰められるとの期待感もある。」と言われていた(2021年9月30日付日本経済新聞電子版「金融界安堵『過激なことしない』」自民新総裁に岸田氏～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB298XL0Z20C21A900000/>)。岸田新首相は旧日本長期信用銀行(現・新生銀行)出身で、自由民主党「証券市場育成等議員連盟」の会長も務めてきた。

### 過去30年の日本の首相と日経平均株価

2021年10月4日現在

首相名	就任当時の所属政党	就任期間	連続在任日数		日経平均株価		騰落率
			連続在任日数	通算在任日数	開始	終了	
宮澤 喜一	自由民主党	1991年11月5日 ~ 1993年8月9日	644	644	24,950.86	20,493.05	-17.9%
細川 護熙	日本新党	1993年8月9日 ~ 1994年4月28日	263	263	20,493.05	19,725.25	-3.7%
羽田 孜	新生党	1994年4月28日 ~ 1994年6月30日	64	64	19,725.25	20,643.93	+4.7%
村山 富市	社会党	1994年6月30日 ~ 1996年1月11日	561	561	20,643.93	20,377.92	-1.3%
橋本 龍太郎	自由民主党	1996年1月11日 ~ 1998年7月30日	932	932	20,377.92	16,201.60	-20.5%
小渕 恵三	自由民主党	1998年7月30日 ~ 2000年4月5日	616	616	16,201.60	20,462.77	+26.3%
森 喜朗	自由民主党	2000年4月5日 ~ 2001年4月26日	387	387	20,462.77	13,973.03	-31.7%
小泉 純一郎	自由民主党	2001年4月26日 ~ 2006年9月26日	1,980	1,980	13,973.03	15,557.45	+11.3%
安倍 晋三(1)	自由民主党	2006年9月26日 ~ 2007年9月26日	366	366	15,557.45	16,435.74	+5.6%
福田 康夫	自由民主党	2007年9月26日 ~ 2008年9月24日	365	365	16,435.74	12,115.03	-26.3%
麻生 太郎	自由民主党	2008年9月24日 ~ 2009年9月16日	358	358	12,115.03	10,270.77	-15.2%
鳩山 由紀夫	民主党	2009年9月16日 ~ 2010年6月8日	266	266	10,270.77	9,537.94	-7.1%
菅 直人	民主党	2010年6月8日 ~ 2011年9月2日	452	452	9,537.94	8,950.74	-6.2%
野田 佳彦	民主党	2011年9月2日 ~ 2012年12月26日	482	482	8,950.74	10,230.36	+14.3%
安倍 晋三(2)	自由民主党	2012年12月26日 ~ 2020年9月16日	2,822	3,188	10,230.36	23,475.53	+129.5%
菅 義偉	自由民主党	2020年9月16日 ~ 2021年10月4日	384	384	23,475.53	28,444.89	+21.2%
岸田 文雄	自由民主党	2021年10月4日 ~ ?	?	?	28,444.89	?	?

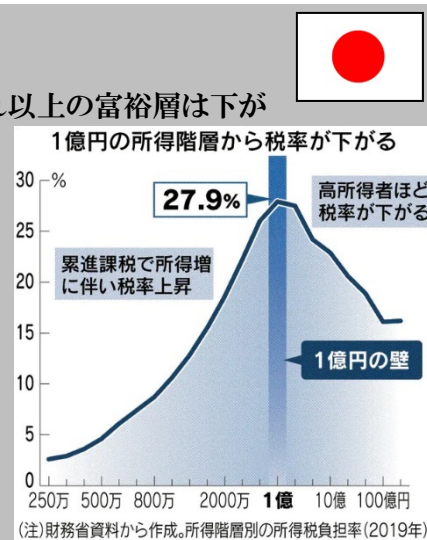
(出所: 三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が各種資料から作成、為替はブルームバーグ)

ただ、2021年6月11日に岸田氏(現首相)は「格差是正のための再分配を重視した経済政策を検討する議員連盟」を設立し会長となり、2021年9月8日に「税率のカーブが下がる『1億円の壁』は成長の果実の分配や国民の一体感を取り戻すという点から考え直す、見つめ直す必要があるのではないか」と言い、金融所得課税の見直しに取り組む考えを示したのである(※1参照)。

### ※1: 1億円の壁…

「1億円の壁」とは、所得税負担率が所得1億円近辺でピークに達して、それ以上の富裕層は下がる現象を指している。給与所得は、給与所得などの場合、所得が多いほど税率が上がる累進制で課税所得4000万円以上なら住民税も含めて税率は最高の55%(所得税45%、住民税10%)となる。しかし、株式譲渡益や配当金など金融所得への課税は一律20%(所得税15%、住民税5%)となっており、所得に占める金融所得の割合が多い富裕層は負担率が低下する。

「19年時点では、所得が5000万円超～1億円の層の所得税負担率は27.9%だった。1億円を超えると徐々に下がり、10億円超～20億円だと20.6%、100億円超だと16.2%になる。」(2021年10月7日付日本経済新聞朝刊「金融所得の税率上げ議論、政府、一律案や累進案を来年度税制で検討、「1億円の壁」は是正、「貯蓄から投資」減速懸念。」～ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ076408430X01C21A0EA2000/>、1億円超では23.2%)と言う。





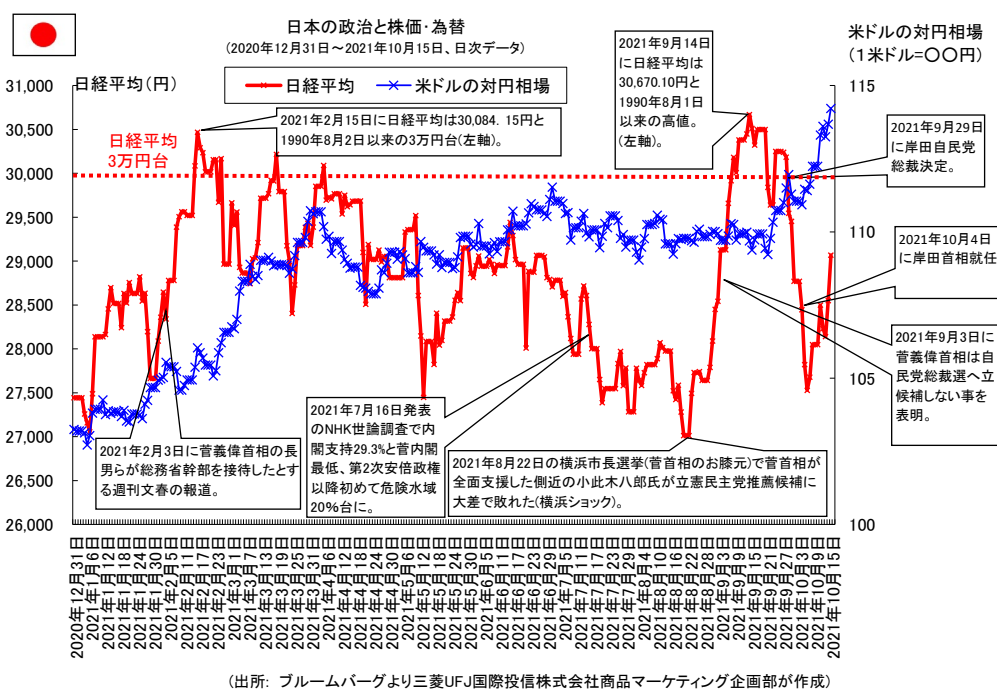
岸田氏は2021年10月4日、首相に就任し、金融所得課税について「**選択肢の一つ。分配政策はそれだけではない。**」と言ひ、財務相兼金融担当相(兼デフレ脱却担当相)に就任した鈴木俊一氏も2021年10月5日に金融所得課税について「**与党の税調の大綱におきましても、検討を続ける**ということが書かれておりますので、今後の税制改正プロセスの中で議論が行われると、そういうふうに思っております。…(略)…**今後12月に向けても税制改正の議論が行われる**と思いますので、それをしっかりと注視していきたいと思ひます。」(2021年10月5日付金融庁「鈴木財務大臣兼内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」～ <https://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2021b/20211005-1.html>)と回答した。

岸田文雄首相の派閥に所属する山本幸三衆院議員は、株式譲渡益や配当金など金融所得への課税について、「**現行の一律20%(所得税15%、住民税5%)から25%程度への引き上げが適当だ**との考えを示した。7日のブルームバーグとのインタビューで、首相が掲げる金融所得課税の見直しは『**格差是正の象徴だ**』と説明。市場に悪影響が出ないよう『**バランスが非常に大事だ**』とした上で『**これまでの実証研究では株式市場を害さない税率は25%だ**』と指摘した。将来的には累進制も検討する必要があるとした。…(略)…山本氏は昨年11月、会長代行に岸田首相を据えた『**ポストコロナの経済政策を考える議員連盟**』を自党内に立ち上げ、大規模な財政出動の必要性を議論した。金融緩和に積極的なリフレ派として知られ、野党時代に安倍晋三元首相と金融政策に関する勉強会を重ね、アベノミクスの原案作成に携わった。」(2021年10月8日付Bloomberg「金融所得課税、20%から25%へ増税でも市場害さず岸田派・山本氏」～ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2021-10-07/R0J0YT1UM0W01>)**とも言っていた**(山本幸三衆院議員73歳は1971年から大蔵省、1987年から宮沢喜一大蔵大臣秘書官、1993年から衆院議員で2018年から自由民主党「金融調査会」会長)。

金融所得課税について「**市場には投資意欲を冷やしかねない**との警戒感がある。政府が推進してきた『貯蓄から投資へ』との方針に逆行するとの指摘もある。12年の第2次安倍晋三政権以降、金融所得課税を巡ってはたびたび増税論が浮上してきた。安倍元首相、菅義偉前首相は株高の維持を優先して慎重な姿勢を示してきたとされ、具体化しなかった。」(2021年10月5日付日本経済新聞朝刊「首相、金融所得課税の見直し検討」～ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ076334870V01C21A0EP0000/>)。

先述の<金融所得税率と共にある日本版ISA/現NISA>の通り、2014年1月1日から上場株式等の税率引き上げ(10%→20%)及び「日本版ISA」を開始したが、「**14年1月の引き上げ当初1カ月間では、日経平均株価が1万6000円台から一時的に1万4000円を割るまで下落した**」(2021年10月7日付日本経済新聞朝刊「市場への影響、見極めが必要、格差、米英より小さく、家計資産の半分は現預金。」～ [https://www.nikkei.com/nkd/industry/article/?DisplayType=2&n\\_m\\_code=124&ng=DGKKZ076408490X01C21A0EA2000](https://www.nikkei.com/nkd/industry/article/?DisplayType=2&n_m_code=124&ng=DGKKZ076408490X01C21A0EA2000))**のである。**

日経平均は、2021年2月15日に30,084.15円(1990年8月2日以来の3万円台)を付けて、2021年9月14日には30,670.10円(1990年8月1日以来の高値)を付けていたが、**自民党の総裁選で岸田政権の誕生が決まった9月29日に-2.1%の29,544.29円と3万円を割り込み、さらに2021年10月6日まで8営業日続落と言う約12年ぶりの長い下落(2009年7月13日にかけての9営業日続落以来の長い下落)を記録、30,670.10円から-10.2%下の大幅安となった。**市場では「**岸田ショック**」と呼ばれた。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

株安を受けて、岸田首相は、2021年10月8日の所信表明では金融所得課税について触れず、そして、10月10日(日)のフジテレビ番組「日曜報道 ザ・プライム」に出演、株価下落について「仮に私の考え方が影響しているとしたならば、誤解を解いていかなければいけない。(課税を)すぐやるのではないかという誤解が広がっている。しっかり解消しないと関係者に余計な不安を与えてしまう。」と言い( <https://www.youtube.com/watch?v=cf8HURhSvqk> )、その後10月10日には自民党本部で記者に対して、「順番を考えた場合、まずは賃上げ税制、さらには下請け対策、そして看護、介護、保育といった公的価格の見直しから始めるべきだ。(金融所得課税見直しは)選択肢を並べたうちの一つだった。」と言っている。2021年10月11日(月)に岸田首相の所信表明演説への代表質問があり、野党第1党・立憲民主党の枝野幸男代表の質問「所信表明演説で金融所得課税について言及がなかった。」に対して「まずやるべきことがたくさんある。分配政策の優先順位が重要だ。」と言っている。一方、枝野代表は2021年10月11日に「立憲民主党は現行20%の金融所得への課税について、国際標準の30%を視野に2023年度までに原則25%まで引き上げる。」と表明している。

その後岸田首相は10月11日にテレビ東京番組「ワールドビジネスサテライト(WBS)」で「金融所得課税の強化は年末に決める2022年度税制改正で議論しない。」と言った。そして、10月12日に自民党の高市早苗政調会長が発表した衆院選の政権公約(10月8日にホームページ上で公表)の中にも金融所得課税の見直しは盛り込まれなかった

( [https://www.jimin.jp/sen\\_shu49/](https://www.jimin.jp/sen_shu49/) )。

自民党の衆院選に向けた令和3年政策 BANKp.5の「金融」には「金融市場の魅力向上に向け、取引所・PTSの機能拡充、海外の事業者・高度人材のビジネス環境改善を通じた国際金融センターとしての地位確立や、環境資金を呼び込むグリーン国際金融センター構想を前進させます。また、金融セクターの収益力向上を促します。」など、最近の金融行政方針と同様、「国際」関連が多く、金融所得課税関連は一切無かった( [https://www.jimin.jp/sen\\_shu49/](https://www.jimin.jp/sen_shu49/) )。2021年10月14日に岸田首相は衆院解散(総選挙を10月19日公示、10月31日投開票)に踏み切った。

総裁選での主張	所信表明演説や自民党公約
令和版所得倍増のための分配施策	「令和版所得倍増」 記載なし
金融所得課税の見直し	「金融所得課税」 記載なし
健康危機管理庁の創設	「健康危機管理庁」 記載なし
子ども庁の検討	「子ども庁」 記載なし
党改革 「党役員任期の1期1年、連続3期まで」など	記載なし

かすむ「岸田カラー」の政策や主張



(出所: 2021年10月14日付朝日新聞「薄まる『岸田カラー』消えた『所得倍増』『健康危機管理庁』…首相周辺『理念・方向性変わらず』」  
～ <https://www.asahi.com/articles/DA3S15075470.html> )

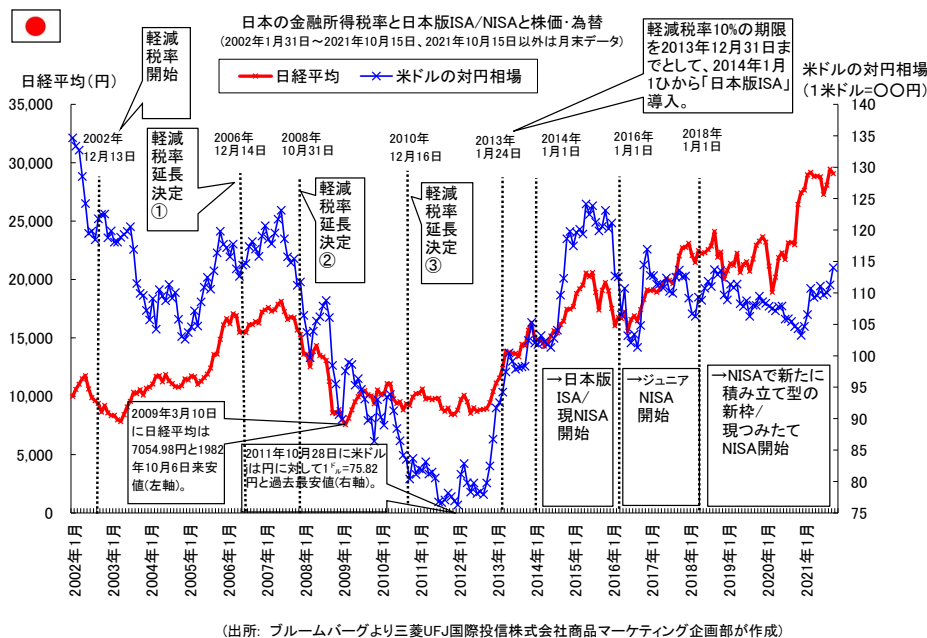
日経平均は10月11日(月)まで3営業日続伸、28,498.20円となった。だが、2021年10月15日現在、29,068.63円と、3万円台にはなっていない。尚、2021年10月15日に岸田首相は日本テレビ番組で首相在任中の金融所得課税の引き上げについて「(経済回復の)取り組みが早く進めばあり得る。」

( <https://www.jiji.com/jc/article?k=2021101600013&g=pol> 、 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA15DTT0V11C21A000000/> )とも言っている。

「14年に金融所得課税が10%から20%に引き上げられた際には、個人投資家などに株式を売却する動きが広がった。19年の消費税の軽減税率制度の導入に合わせ、代わりの財源として金融所得課税を引き上げる案もあったが、株価への影響が懸念されて見送られた。金融所得課税を一律で引き上げた場合は、『低所得者にとっても増税になる』(金融庁幹部)。このため、政府内や経済界には格差是正につながるかどうか、疑問視する声もある。」

(2021年9月30日付読売新聞朝刊「金融所得課税強化 焦点に…株価に影響懸念も」～ <https://www.yomiuri.co.jp/economy/20210929-OYT1T50318/> )。









2021年10月11日に野党第1党・立憲民主党の枝野幸男代表代が「立憲民主党は現行20%の金融所得への課税について、国際標準の30%を視野に2023年度までに原則25%まで引き上げ、将来的には総合課税化する。」とし、10月13日発表の衆院選公約に明記した。「立憲民主党は原則25%(現在は20%)を掲げて所得格差を是正する構えで、金融所得課税の扱いは総選挙の争点のひとつに浮上しそうだ。『日本の税率は国際的にみても低い水準にある。ドイツはリーマン危機時に課税強化に踏み切ったが、さほど株価が反応しなかった過去をどう見ているのか。(岸田氏が株価下落で発言を後退させているなら)政権与党としての本気度が問われかねない』との声も、政府内にはある。」(2021年10月14日付Reuters「焦点:先送りの金融所得増税、分配政策で曲折 総選挙で争点化も」～ <https://jp.reuters.com/article/japan-politics-dissolution-idJPKBN2H40BA>)と報じられているが、実際どうだろう。

## ●国際標準の金融所得税率は25%や30%?

日本と米国と英国とフランスの金融所得課税を次頁に作成した。米国と英国については日本の20%の半分以下の場合も多々あり、必ずしも日本が高いと言う事は無い様に見える。フランスも30%分離課税だが、17.2~62.2%総合課税も選べる。損失繰越については日本が3年間で、米国と英国は無期限、フランスでも10年間と、日本の税負担が大きい様に思われる。ここは、自民党も立憲民主党も、根拠を示し、説得力のあるものを期待したい。それこそ、今、日本の省庁で拡大している国際標準の政策立案、「根拠に基づく政策立案/Evidence Based Policy Making/EBPM」であろう(2019年9月30日付日本版ISAの道 その282～ [https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_190930.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190930.pdf))。

「見直す手法は税率の一律の引き上げと、金融所得の額に応じて税率に差をつける案が考えられる。財務省内には仮に税率を一律5%引き上げた場合は数千億円の税収増になるとの見方がある。一律の場合、首相が重視する中間層にも影響が及び分配の効果は薄れる。」(2021年10月7日付日本経済新聞朝刊「金融所得の税率上げ議論、政府、一律案や累進案を来年度税制で検討、「1億円の壁」是正、「貯蓄から投資」減速懸念。」～ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ076408430X01C21A0EA2000/>)と言う意見がある。これは米国の様に、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの内、40,400ドル(420万円)以下に対応する部分には0%、40,400ドル超に対応する部分には15%、445,850ドル(4,637万円)超に対応する部分には20%の税率が適用(単身者の場合)の様なものであろう。また、「金融課税の見直しは金融市場に大きな影響を与える。それを考慮するのは当然だが、金融課税の強化は、格差是正の一環として世界的な流れでもある。…(略)…金融課税の強化は足元では市場を冷やす材料となるが、短期的な株式売買への課税強化などにすれば理解を得やすいのではないか。」(2021年10月14日付産経新聞「金融課税見送り 所得再分配の具体化急げ」～ <https://www.sankei.com/article/20211014-G35DEGSAKVK5RPSGSGWXILFVDQ/>)と言う意見がある。これは米国の様に、短期/12カ月以下保有の場合、10~37%+州・地方政府税(総合課税)とする様なものだろう。

		 日本 (復興特別所得税を除く)	 米国	 英国	 フランス
キャピタル ゲイン	株式譲渡益課税	20% 申告分離課税 または 20% 特定口座において源泉徴収(申告不要)	長期…0%、15%、20% 3段階 *1 短期…10～37% + 総合課税(州・地方政府税) *1	10%、20% 2段階 *2	30% 分離課税 または 17.2～62.2% 総合課税
インカム ゲイン	配当課税	20% 申告分離課税 または 10～55% 総合課税	0%、15%、20% 3段階 *1 + 総合課税(州・地方政府税) *1	7.5%、32.5%、38.196% 3段階 *3	30% 分離課税 または 17.2～62.2% 総合課税
	利子課税	20% 申告分離課税	10～37% + 総合課税(州・地方政府税) *1	0%、20%、40%、45% 4段階 *4	30% 分離課税 または 17.2～62.2% 総合課税
その他	損失繰越	3年間	無期限	無期限	10年間

\*1: 給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの内、40,400<sup>円</sup>(420万円)以下に対応する部分には0%、40,400<sup>円</sup>を超に対応する部分には15%、445,850<sup>円</sup>(4,637万円)を超に対応する部分には20%の税率が適用(単身者の場合)。短期/12カ月以下保有の場合、10～37%+州・地方政府税(総合課税)。尚、州・地方政府税については、税率等は各々異なる(ニューヨーク市の場合、州税: 4.00%～8.82%、市税: 2.7%～3.4%、税額の14%の付加税)。

\*2: 給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、37,500ポンド(514万円)以下に対応する部分には10%、37,500ポンドを超に対応する部分には20%の税率が適用。

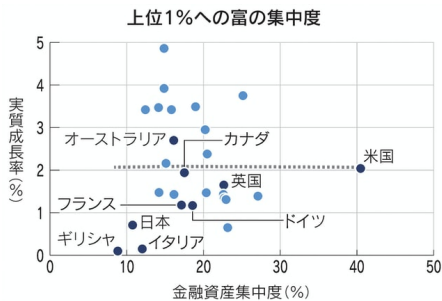
\*3: 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、配当所得のうち、37,500ポンド(514万円)以下に対応する部分には7.5%、150,000ポンド(2,055万円)以下に対応する部分には32.5%、150,000ポンドを超に対応する部分には38.1%の税率が適用。

\*4: 給与所得等、利子所得、配当所得の順に所得を積み上げて、利子所得のうち、5,000ポンド(69万円)以下のブラケットに対応する部分には0%、5,000ポンド超37,500ポンド(514万円)以下に対応する部分には20%、37,500ポンド超150,000ポンド(2,055万円)以下に対応する部分には40%、150,000ポンドを超に対応する部分には45%の税率が適用される。また、貯蓄控除として、20%の税率が適用される者は1,000ポンド(14万円)が、40%の税率が適用される者は500ポンド(7万円)が、それぞれ利子所得から控除される。

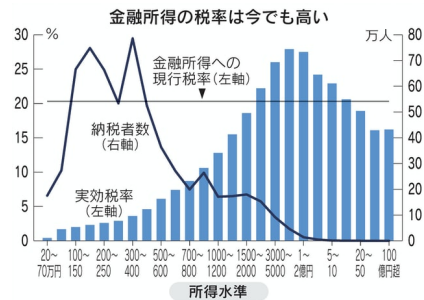
(出所: 財務省等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

仮に国際標準の金融所得課税税率が25%や30%としても、税率の一律引き上げ効果は低いと言う意見がある。中でも説得力のある2021年10月13日付日本経済新聞電子版の寄稿を引用する(下線はコラム筆者)。「問題にすべきは超高額所得者の税負担率の低さではない。所得が1億円以上ある人の少なさだ。国税庁の19年版の「申告所得税標本調査」によると、申告納税者数は630万5589人いるが、このうち所得が1億円以上ある人は2万596人しかいない。比率でいえば、わずか0.33%でしかない。…(略)…。所得が1億円に満たない99.67%の人にとっては、金融所得に対する30%の税率はかなり高いものになる。なかでも所得が1000万円に満たない546万9225人(全体の86.74%)にとっては、株式投資に対する罰金のような税率になってしまう。今でも高いのに、これ以上引き上げる理由は考えられない。…(略)…。2000兆円近い個人金融資産のうち、上場株式に向かっているのは6.6%にすぎない(投資信託を通じた間接保有を除く)が、これをもっと引き上げ、日本企業の成長投資を国民の豊富な金融資産で支えることではないか。」(2021年10月13日付日本経済新聞電子版「金融所得、増税より工夫を 成長と分配両立は困難—編集委員 前田昌孝」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD128AY0S1A011C2000000/> )。

同記事はさらに説得力のある内容となっている。それは「G7諸国(カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国)だけを見ると、明らかに富の集中度の高い国のほうが成長率が高い傾向がある。たとえば、日本は上位1%への金融資産の集中度が10.8%と低いが、成長率も2000年から21年までの平均で年0.71%と低い。日本に次いで金融資産の集中度が12.0%と低いイタリアも平均成長率は0.15%にとどまっている。半面、米国は集中度が40.5%と極めて高いが、平均成長率も2.04%の水準にある。欧州各国をみても、比較的集中度が高い英国の成長率が相対的に高く、ドイツやフランスと差を付けている。」(2021年10月13日付日本経済新聞電子版「金融所得、増税より工夫を 成長と分配両立は困難—編集委員 前田昌孝」～ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD128AY0S1A011C2000000/> )である。



(注) 成長率は2000年から21年の平均、点線は近似曲線  
(出所) 経済協力開発機構 (OECD)、国際通貨基金 (IMF)



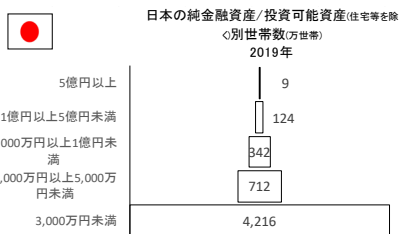
(出所) 国税庁「申告所得税標準調査」2019年版

2021年10月12日付WSJの寄稿も説得力ある内容である(下線はコラム筆者)。それは「**経済協力開発機構(OECD)**によると、日本の所得格差を示すジニ係数は、2018年には0.334と、米国や英国などに比べはるかに低水準にとどまっている。格差の拡大に目を向けることは重要だが、高齢化が進み、何十年にもわたって成長が鈍化している日本では、成長と生産性の向上に重点を置くべきだ。日本企業は2兆ドル(約226兆5200億円)の手元資金を抱えているが、これは新型コロナウイルス感染拡大が始まって以来、さらに膨張している。競争とガバナンスを強化し、**より生産性の高い投資を奨励する政策は、企業に賃金引き上げを強要したり、先進7カ国(G7)の基準では既に富の分配が比較的平たんになっている国で直接的に再分配しようとしたりするよりも、おそらく労働者を助ける効果が高いだろう。**」(2021年10月12日付WSJ(香港のJacky Wong氏)「Japan Doesn't Need 'Kishida Shock' Therapy」~

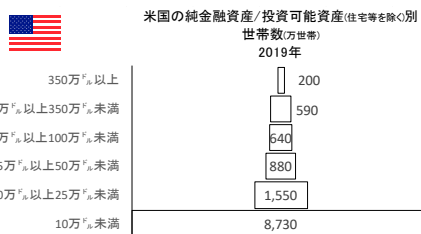
<https://www.wsj.com/articles/japan-doesnt-need-kishida-shock-therapy-11633952298> )。

日米の有力メディアの言う通り、**日本の富裕層はその数も米国などよりはるかに少なく、資産保有額は比較にならないほど小さい。日本は米国や世界と違い、マス層(純金融資産保有額3,000万円未満)の資産保有額が圧倒的に多い**

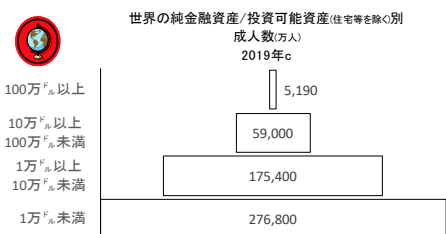
(2021年1月21日付日本版ISAの道その325~ [https://www.am.mufg.jp/text/oshrase\\_210121.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshrase_210121.pdf))。米国や欧州などと比べ数も額も圧倒的に少ない日本の富裕層への課税強化、その過程で米国や欧州などと比べ数も額も圧倒的に(相対的に)多い日本のマス層への課税強化になる事は避けたいもの。これまで、金融庁と財務省、そして、厚労省と、官民揃ってやってきたNISAや個人型確定拠出年金/iDeCo/イデコなどの啓蒙活動を無にしない事を期待している。



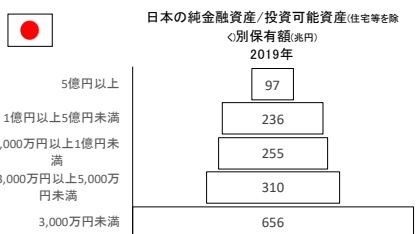
(出所: 野村総合研究所/NRIより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



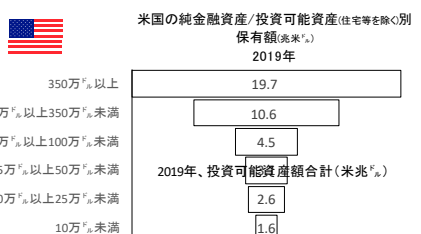
(出所: LIMRAより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



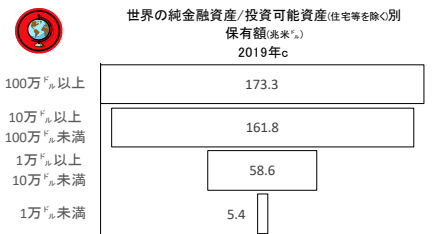
(出所: Credit Suisseより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



(出所: 野村総合研究所/NRIより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



(出所: LIMRAより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



(出所: Credit Suisseより、三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

「一律の場合、首相が重視する中間層にも影響が及び分配の効果は薄れる。少額投資非課税制度(NISA)などがあり、財務省は個人投資家には影響が出にくいとみる。」(2021年10月7日付日本経済新聞朝刊「金融所得の税率上げ議論、政府、一律案や累進案を来年度税制で検討、「1億円の壁」は正、「貯蓄から投資」減速懸念。」~ <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ076408430X01C21A0EA200/>) という記事がある様に、ここは、かつて“NISAの生みの親”である麻生財務相兼金融担当相(兼デフレ脱却担当相)や金融庁が苦勞した通り、金融所得課税の見直しはNISAと共にありたい。NISAの恒久化と年間投資上限額引き上げ、そして、成長の為の新しいNISAが待たれる。



## ●NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げ、新ジュニア NISA/日本版 529 プラン(米国の教育資金積立制度)、成長の為の新しい NISA を期待!~NISA の本家・英国では今~

2021 年 10 月 11 日に岸田首相は「金融所得課税の強化は年末に決める 2022 年度税制改正で議論しない。」と言ったが、10 月 15 日に岸田首相は首相在任中の金融所得課税の引き上げについて「(経済回復の)取り組みが早く進めばあり得る。」とも言っている。また、「現行 20%の金融所得への課税について、国際標準の 30%を視野に 2023 年度までに原則 25%まで引き上げる。」と言う野党第 1 党・立憲民主党の選挙結果も与党に影響を与える可能性がある。今後も金融所得課税見直しの議論、株式市場の懸念は続く可能性が高い。ただ、仮に金融所得課税の見直しがあるとしても、“NISA の生みの親”麻生・前財務相兼金融担当相(兼デフレ脱却担当相)や、金融庁及び財務省、そして、金融業界がこれまで成し遂げて来た事を忘れない様になりたい。

ここで NISA の本家である英国の ISA/Individual Savings Account の今を見る。2021 年 6 月 15 日に発表された英国 ISA 統計によると、ISA の口座開設者(All ISA holders)は 2,015 万人と、**18 歳以上人口(5,289 万人)の 38.2%**で(2019 年 4 月 5 日時点)、**残高は 6200 億英ポンド/約 83 兆円**(2020 年 4 月 5 日時点)、投資(拠出)額は 2019/2020 年度に**前年度比+10%の 756 億英ポンド/約 10 兆円**である(成人 ISA/Adult ISAs の預金型、株式型、イノベティブ・ファイナンス ISA、ライフタイム ISA、ジュニア ISAs ~ <https://www.gov.uk/government/statistics/annual-savings-statistics> )。

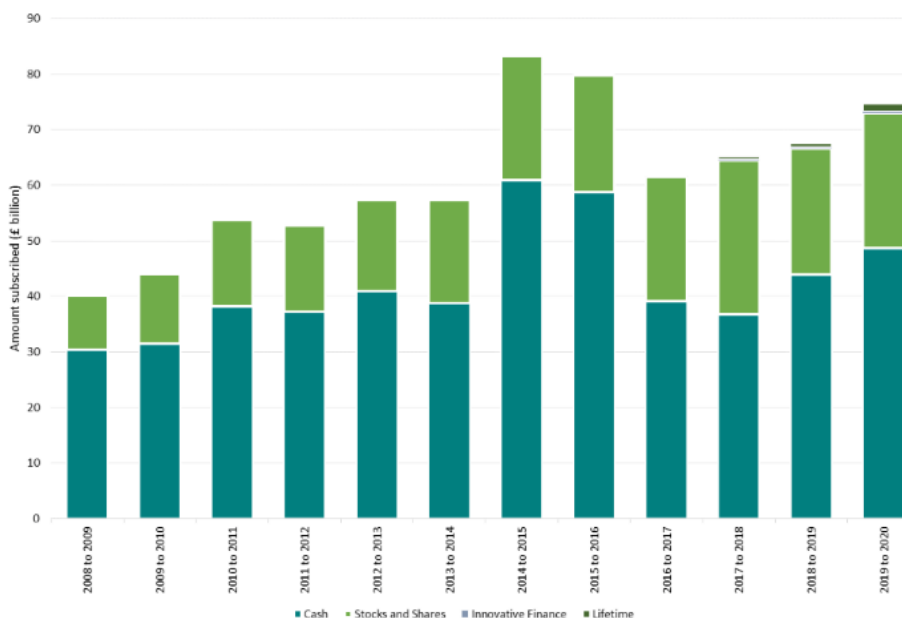
**2014/2015 年度に急増しているのは、年間投資上限額が 2014 年 7 月 1 日から 11,520 英ポンド/約 200 万円から 15,000 英ポンド/約 260 万円(当時の為替で換算)に引き上げられている為**である

( [https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/894771/ISA\\_Statistics\\_Release\\_June\\_2020.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/894771/ISA_Statistics_Release_June_2020.pdf) )。



### 英国の ISA/Individual Savings Accounts/個人貯蓄口座の年間投資額推移

Chart 2: Amounts subscribed to Adult ISAs during the financial year



(出所: 英国歳入税関庁/HM Revenue and Customs「Annual savings statistics: June 2021」~

<https://www.gov.uk/government/statistics/annual-savings-statistics/commentary-for-annual-savings-statistics-june-2021> )

一方、2021 年 10 月 8 日に発表(10 月 12 日に訂正)された日本の金融庁統計によると、NISA の口座数は 1,712 万口座と、**20 歳以上人口(1 億 481 万人)の 16.3%**で(2021 年 9 月 1 日時点概算値)、**残高は 9 兆 2127 億円**(2020 年 12 月末時点)、買付額は 2021 年 6 月末までの 1 年間に**前年同期比+24.9%の 3 兆 9,455 億円**である(一般 NISA、つみたて NISA、ジュニア NISA ~ <https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20211008.html>、<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20211012.html>、<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20210615/01.pdf> )。英国 ISA に比べ伸びは凄いが、口座数も残高も買付額もかなり少なく、NISA の伸び代(のびしろ)はかなりあると言えよう。



項目	英国の預金型ISA /Cash ISA	英国の株式型ISA /Stocks & Shares ISA	英国のジュニアISA /Junior ISA
制度を利用可能な者	16歳以上の居住者等	18歳以上の居住者等	18歳未満の英国居住の子ども(名義者) *口座開設は基本、子どもの親権者、資金拠出は子どもの両親や祖父母など誰でも可。
非課税対象	預金・MMF等の利子	株式・投信・債券・保険等の利子、配当、譲渡益等	株式型…株式・投信・債券・保険等の利子・配当・譲渡益等、預金型…預金・MMF等の利子。
非課税枠	<b>年2万英ポンド/約300万円</b> を上限 *預金型ISA以外も含めたISA全体。 *累積非課税投資額上限無し。 *2015年4月から相続ISAによる非課税枠拡大あり。	<b>年2万英ポンド/約300万円</b> を上限。 *株式型ISA以外も含めたISA全体。 *累積非課税投資額上限無し。 *2015年4月から相続ISAによる非課税枠拡大あり。	<b>年9000英ポンド/約135万円</b> を上限。 *預金型と株式型の合計。 *累積非課税投資額上限無し。
投資可能期間	恒久 *当初は10年間(2009年まで)、2008年に恒久化。		恒久
非課税保有期間	無制限 (導入時から恒久)	無制限 (導入時から恒久)	無制限 18歳になると自動的にISAへ。
途中売却	自由 *2016年4月6日より、年度内の資金引き出し・再拠出可(非課税枠の消費とならず～フレキシブルISA)。未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可。分配金再投資は新規投資と見なされない。ファンドや金融機関のスイッチングや移管は可。		18歳になるまで引き出し不可
損益通算	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	ISA以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	預金型とそれ以外のISAに各一人一口座 *翌年以降金融機関の変更可。	株式型とそれ以外のISAに各一人一口座 *翌年以降金融機関の変更可。	株式型と預金型に各一人一口座
導入時期	1999年4月6日		2011年11月1日
加入者数等	全ISA口座開設者(All ISA holders)は2,015万人と、18歳以上人口(5,289万人)の38.2%(2019年4月5日時点)。残高は6200億英ポンド/約83兆円(インベティブ・ファイナンスISAやライフタイムISA含む。2020年4月5日時点)。 2019-2020年度は970万口座(16歳以上の人口5,435万人の17.9%)/総額487億英ポンド(約6.5兆円)の拠出。残高3135億英ポンド(約42兆円、ISA全体6200億英ポンド/約83兆円の51%~2020年4月5日時点)		2019-2020年度は273万口座(18歳以上の人口5,289万人の5.2%)/総額242億英ポンド(約3.2兆円)の拠出。残高3053億英ポンド(約41兆円、ISA全体6200億英ポンド/約83兆円の49%~2020年4月5日時点)。 2019-2020年度は102万口座/9.7億英ポンド(約1294億円)の拠出。うち株式型は32万口座/3.7億英ポンド(約498億円)、預金型は71万口座/6億英ポンド(約795億円)の拠出。残高は53.7億英ポンド(約7160億円)、うち株式型21.5億英ポンド(約2858億円)、預金型32.3億英ポンド(約4302億円)2020年4月5日現在。

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



項目	英国のイノベティブ・ファイナンスISA /Innovative Finance ISA、IFISA)	英国のライフタイムISA /Lifetime ISA、LISA	英国のヘルプ・トゥ・バイISA /Help to Buy ISA
制度を利用可能な者	18歳以上の居住者等	18歳以上40歳未満の居住者等。 ・初の持ち家購入及び退職に向けての貯蓄・投資に用途限定。 ・住宅価格は45万英ポンド/約6750万円まで。共同購入可。	16歳以上の居住者等。 ・初めての住宅購入の支払いに限る。共同購入可。 ・住宅価格の上限あり(ロンドン45万英ポンド/約6750万円、ロンドン除く英国内で25万英ポンド/約3750万円)。
非課税対象	適格ピア・ツー・ピア・ローン/P2Pレンディング等の利子・譲渡益等 *プラットフォーム各社がウェブで貸し手と借り手を募り、貸し手は格付け等を利用し借り手を分散しながら融資する。	<預金型・株式型と同じ> 株式、投信、債券、保険、預金、MMF等の利子、配当、譲渡益等 *補助金も含む	<預金型に近い> 預金(cash product)の利子
非課税枠	年2万英ポンド/約300万円を上限 *イノベティブ・ファイナンスISA以外も含めたISA全体。 *累積非課税投資額上限無し。	年4000英ポンド/約60万円を上限に個人が積立を行う(月額上限なし)。積立額の25%相当を、年1000英ポンド/約14万円を上限に政府が補助(bonus/賞与・手当)。 *ライフタイムISA以外も含めたISA全体では、年2万英ポンド/約300万円。	口座開設月は1200英ポンド/約18万円、翌月から月200英ポンド/約3万円まで。住宅購入時に貯蓄(利子含む)の25%相当の補助金支給(最大3000英ポンド/約45万円)。 *2017/2018課税年度中に限りヘルプ・トゥ・バイISA口座全資産をライフタイムISA口座へ移管可。
投資可能期間	恒久	開設後、50歳の誕生日を迎えるまで。	口座開設は導入から4年間(2019年11月末)、貯蓄は2029年11月末、補助金申請は2030年12月1日まで。
非課税期間	無制限 (導入時から恒久)	無制限 (導入時から恒久)	無制限
途中売却	ファンドのスイッチング可。	住宅購入の場合、口座開設から1年経過後、自由。60歳以降、目的にかかわらず、全額でも1部でも可。それ以外で引き出す場合、25%の手数料がかかる(2020年3月6日~2021年4月5日は20%に引下げ)。スイッチング可。	自由 *引出しした場合、月の預入上限200英ポンドを超えて再預入れは不可。
損益通算	<株式型・預金型ISAと同じ>	<株式型・預金型ISAと同じ>	
口座開設数	各年一口座	<通常のISAと同じ> 拠出できるのは各年一口座	一人一口座(預金型と同一の金融機関で開設要)。 金融機関の変更は可。
導入時期	2016年4月6日	2017年4月6日	2015年12月1日
加入者数	2019-2020年度は3.4万口座/4.4億英ポンド(約584億円)の拠出。1口座当たりの年間での平均拠出額12,882英ポンド(約172万円)。残高10億英ポンド(約1326億円)、ISA全体6200億英ポンド/約83兆円の0.2%~2020年4月5日時点。	2019-2020年度は54.5万口座/12.5億英ポンド(約1672億円)の拠出(2020年4月5日時点)。	100万人超、貯蓄総額は18億英ポンド/約2678億円(2017年8月19日付財務省)。  Help to Buy Isaを通じ約41万戸が購入、補助金支給数約54万件(2021年3月末までの合計)。

(出所: 英国歳入税関庁、英国財務省等より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)



英国のISA が伸びている理由として、英国 ISA の年間投資上限額/総枠は年 2 万英ポンド/約 300 万円と(預金型、株式型、イノベティブ・ファイナンス ISA、ライフタイム ISA を合計)、日本の NISA よりはるかに大きい事がある(恒久化で非課税保有期間無制限もある)。日本の NISA との大きな違いとして、日本のつみたて NISA と似る(積立である事が似るが、英国では補助がある事が日本と違う)英国のライフタイム ISA/Lifetime ISA/LISA(2017 年 4 月 6 日～)は年 4,000 英ポンド/約 60 万円までと言う上限はあるものの、日本の様な「一般 NISA とつみたて NISA のいずれかを選択(2024 年以降は新 NISA とつみたて NISA のいずれかを選択)」( [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b08\\_7.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b08_7.pdf) )と言う事はない。ライフタイム ISA/LISA で年 4,000 英ポンド/約 60 万円を使っても、ISA の総枠年 2 万英ポンド/約 300 万円が残る年 1 万 6,000 英ポンド/約 240 万円を ISA の預金型や株式型、イノベティブ・ファイナンス ISA で使う事が出来るのだ(2016 年 11 月 28 日付日本版 ISA の道 その 164～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_161128.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161128.pdf) )。

一方、日本の NISA の年間投資上限額は現在、一般 NISA が年 120 万円、つみたて NISA が年 40 万円、ジュニア NISA が年 80 万円だ。上述した通り、一般 NISA とつみたて NISA はいずれかの選択なので、総枠は一般 NISA に(自分名義でない)ジュニア NISA を加えた年 200 万円である(全て使うには 20 歳未満の子供や孫等が必要)。これが 2024 年からジュニア NISA(年 80 万円)の新規口座開設が出来なくなり、一般 NISA が「2 階建ての新 NISA」になる(1 階年 20 万円、2 階年 102 万円)で計年 122 万円、2019 年 12 月 9 日付日本版 ISA の道 その 290～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_191209.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_191209.pdf) 、2020 年 10 月 30 日付日本版 ISA の道 その 319～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_201030.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_201030.pdf) )。つみたて NISA(年 40 万円)との選択になるので、新 NISA を選ぶと年 122 万円/約 8,000 英ポンドまで使える事となる。

NISA 制度の見直しについて～新 NISA(令和2年度改正)～

	新 NISA	つみたて NISA
年間の投資上限額	二階 102 万円 一階 20 万円 (原則として、一階での投資を行った者が二階での投資を行うことができる)	40 万円
非課税期間	二階 5 年間 一階 5 年間 (一階部分は終了後に「つみたて NISA」に移行可能)	20 年間
口座開設可能期間	令和6年(2024年)～令和10年(2028年) (5 年間)	平成30年(2018年)～令和24年(2042年) (2023年まで20年間の積立確保)
投資対象商品	二階 上場株式・公募株式投資信託等(注) 一階 つみたて NISA と同様 (例外として、何らかの投資経験がある者が二階で上場株式のみに投資を行う場合には一階での投資を必要としない)	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)
投資方法	二階 制限なし 一階 つみたて NISA と同様	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資
制度イメージ	<p>(単位: 万円)</p> <p>※つみたてNISAへのロールオーバー可</p> <p>※現行一般NISAからのロールオーバー可</p>	<p>(単位: 万円)</p> <p>(注)同時に開設可能な最大年数</p>

(備考)「ジュニア NISA」は延長せずに、現行法の規定どおり 2023 年末で終了。

(注)高レバレッジ投資信託など、一定の商品・取引について投資対象から除外。

(出所: 日本の財務省「年度改正」～ [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/income/b07.htm#08](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/b07.htm#08) )

日本の年 122 万円/約 8,000 英ポンドと言う水準は、英国 ISA の年間投資上限額がまだ年 7,000 英ポンド/約 100 万円前後だった 1999/2000 年度から 2007/2008 年度までに戻る感じである。尚、英国ではジュニア ISA の年間投資上限額が 2020/2021 年度から、年 9,000 英ポンド/約 135 万円へ前年度(4,368 英ポンド)の約 2 倍に引き上げられた(ジュニアでない成人 ISA は 2017/2018 年度より年 2 万英ポンド/約 300 万円～

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/894771/ISA\\_Statistics\\_Release\\_June\\_2020.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/894771/ISA_Statistics_Release_June_2020.pdf) )。

日本は英国を範として少額投資非課税制度(日本版 ISA=NISA)を作ったものの、方向は逆になっている感じた。もちろん、日本のジュニア NISA の新規口座開設が 2024 年から出来なくなるのは、金融庁の税制改正要望ではない。2019 年 8 月 30 日の金融庁の税制改正要望は(筆頭要望事項で)NISA(一般・ジュニア・つみたて)の恒久化、つみたて NISA の期限延長、(2 番目の要望事項で)金融所得課税一体化となっている( <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/2019zeikai.html> 、 <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf> )。2019 年 12 月 12 日に自民党税調(元経済産業相、元幹事長の甘利明会長)がとりまとめた与党税制改正大綱で「**ジュニア NISA については、利用実績が乏しいことから延長せず、新規の口座開設を 2023 年までとする。**」(2019 年 12 月 12 日付与党税制改正大綱～ <https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html> )となった為である。

ただ(「利用実績が乏しい」とされた)日本のジュニア NISA は 2021 年 6 月末時点の口座数が前年同期比+48.7%の 56 万 9,639 口座、買付額が前年度比+60.2%の 3,317 億 1,952 万円と大きな伸びを示している。低迷していた理由として、ジュニア NISA は 18 歳となる年(3 月末時点で 18 歳である年の前年末)までは、非課税払い出しが出来なかった事がある。中高受験や中高への進学、大学受験の為の塾費用等が必要になっても引き出せなかった(引き出せば遡及課税)。しかし、それが 2023 年末での廃止に伴い 2024 年以降は 18 歳までの払い出し制限が無くなり、人気化、口座開設も買付額も増えている。

このジュニア NISA を低迷させた払い出し制限は英国のジュニア ISA を参考にして作ったものと思われるが、ここは英国のジュニア ISA(2011 年～)より歴史のある**米国の 529 プラン(内国歳入法 529 条制度)/教育資金積立制度(1996 年～)を参考としたい**(2014 年 11 月 4 日付日本版 ISA の道 その 78～ <https://www.am.mufg.jp/text/141104.pdf> )。529 プランには 2 種類あって、**貯蓄プラン/Savings plans は投信で運用可能で、適格教育費等(大学の授業料・教科書代・寮費等、年 1 万ドルまでの小中学校の授業料)であれば非課税払い出しが可能だ**(年齢を問わず親族を対象とし、名義変更も可で、最高拠出額 30 万ドル前後、通常は所得控除・運用非課税、適格教育費以外は課税となり 10%ペナルティ税～ <https://www.sec.gov/reportspubs/investor-publications/investorpubsintro529htm.html> )。

2021 年 3 月 23 日に米国の ICI/投資信託協会が発表した「529 Plan Program Statistics」によると、投信で運用可能な貯蓄プラン/Savings Plans(授業料を確定する公的性格が強い「授業料前払いプラン/Prepaid tuition plans」を除く)残高は**最新 2020 年 12 月末に 3,978 億ドル/約 41 兆円**となっている( [https://www.ici.org/research/stats/529s/529s\\_20\\_q4](https://www.ici.org/research/stats/529s/529s_20_q4) )。投信にも 529 シェアクラスが多々ある。



### 米国の 529 プラン/教育資金積立制度の残高推移(単位: 十億ドル)

～2020 年に 397.8(十億ドル)となっているのが、投信の可能な貯蓄プラン/Savings Plans, 27.4(十億ドル)となっているのが授業料前払いプラン/Prepaid Plans～



(出所: 米国の ICI/Investment Company Institute/投資信託協会～ [https://www.ici.org/research/stats/529s/529s\\_20\\_q4](https://www.ici.org/research/stats/529s/529s_20_q4) )

こうして米国には 529 プラン/教育資金積立制度がある中、トランプ前共和党大統領は大統領選挙中、民主党の大統領候補バーニー・サンダース上院議員が目玉政策として公立大学無料化を打ち出し人気を集めた事に対抗し、「**DCSAs/Dependent Care Savings Accounts/扶養家族養育貯蓄口座**」を提案した事がある(年 2000 米ドルの非課税拠出で使わなければ積み上がる、子どもの為の口座だが生まれていない子どもも含む、高齢の家族のための在宅介護費用も使える、低所得層は親が 1000 米ドル拠出すれば政府が 500 米ドルを提供する)。米国の学生ローンは深刻な問題で(2017 年 2 月 27 日付日本版 ISA の道 その 173～ [https://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_170227.pdf](https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170227.pdf) )、受験をする子のいる親の票を集めやすい。当時日本でも(2017 年 1 月 20 日)、安倍晋三首相(当時)の施政方針演説で「**誰もが希望すれば、高校にも、専修学校、大学にも進学できる環境を整えなければなりません。**」などと述べ、大学までの教育無償化を目指す考えを示していた( <https://www.jimin.jp/news/policy/134040.html> )。今の日本では共産党が大学の授業料半分と入学金廃止等を主に提案している。

NISA の恒久化と年間投資上限額引き上げ、そして新しいジュニア NISA/日本版 529 プランを期待しているが、岸田首相の言う「成長と分配の好循環」の為にも、成長の為の新しい NISA(2024 年からの「2 階建ての新 NISA」ではないもの)を期待している。

一例として、2016 年に始まったイノベティブ・ファイナンス ISA/IFISA がある(日本版 ISA の道の 2015 年 11 月 2 日付その 119 ~ <https://www.am-mufg.jp/text/kam151102.pdf>、2016 年 11 月 28 日付その 164 ~ [https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_161128.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_161128.pdf)、2017 年 3 月 13 日付その 175 ~ [https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_170313.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_170313.pdf))。IFISA は専用口座を通じてピアツーピア(P2P/個人間)ローン及び一部のクラウドファンディングローンに投資する事が出来る。ただ、「投資家にとっての主な魅力は、P2P を通じ預金型 ISA(通常 4 ~6%)よりも高い金利を得る事が出来る。一方、重要なリスクは、貸付金は金融サービス補償機構/FSCS によって保護されない為、プロバイダーが破産した場合、貸手のお金は失われる事がある。また、P2P ローンは株式より低リスクの投資と見なされるかもしれないが、流動性に欠けており、P2P 投資からお金を取り戻したい場合は時間がかかるか、ペナルティの発生する可能性がある。」(2020 年 4 月 3 日付 Morningstar「Innovative Finance Isas Explained」~

<https://www.morningstar.co.uk/uk/news/201032/innovative-finance-isas-explained.aspx> )と言う課題はある。だが、IFISA はコロナ禍のボラティリティの大きい局面でも過去 4 年間、年率 8%超の平均リターンを維持している。「IFISA 口座の平均リターンは 2020/2021 年度 8.72%、2020 年 9.4%、2019 年 8.45%、2018 年 8.3%だった(リターンは 2018 年~2020 年は実績、2020/2021 年度は目標。2020/2021 年度は IFISA 口座を提供する 32 社、2020 年 18 社、2019 年 17 社、2018 年 16 社の平均)。P2P を調査する 4th Way によると、P2P 口座のバランスのとれたポートフォリオは、2020 年に少なくとも 4.5%を投資家に返し、ほとんどの投資家は 5~8%の収益を上げた。」(2021 年 4 月 1 日付 Peer2Peer Finance News「IFISAs maintain their value despite economic uncertainty」~ <https://www.p2pfinancenews.co.uk/2021/04/01/ifisas-maintain-their-value-despite-economic-uncertainty/> )と言う。

リスク等で課題はあるものの、**英国は首相と財務相が「投資ビッグバン」に挑戦する国で、日本の金融庁に相当する FCA/金融行為規制機構が個人(年金)に「LTAF/Long Term Asset Fund/長期資産ファンド」を提案する国**である(2021 年 8 月 30 日付日本版 ISA の道 その 340 ~ [https://www.am-mufg.jp/text/oshirase\\_210830\\_2.pdf](https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_210830_2.pdf))。日本では官民共に英国や米国を範とする事が多く、その一環として金融所得課税も国際標準と言う事もあるが、以上に挙げた英国や米国の国際標準の政策も範としてもらいたいものである、国民の為、社会の為に。

以上

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー: 「各年ごと…

<https://www.am-mufg.jp/market/report/investigate.html>」、 「2013 年 2 月 1 日付日本版 ISA の道 その 1 から一気に見る/ 検索する… <https://www.am-mufg.jp/smp/market/report/investigate.html>」。

#### 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は流動性のある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

#### 本資料中で使用している指数について

- ・本資料中の指数等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、発行者および許諾者が指数等の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。
- ・「日経平均株価」及び「日経ジャスダック平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は本商品を保証するものではなく、本商品について一切の責任を負いません。